

社会福祉審議会設置に伴う審議会等の統廃合について(案)

所管部署	審議会等名	審議事項	統廃合等の状況(所管部署の方向性)		理由
1 子育て支援課	吹田市子ども・子育て支援審議会	◎特定教育・保育施設(認定こども園、幼稚園及び保育所)や特定地域型保育事業(家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業)の利用定員の設定 ◎子ども・子育て支援事業計画の策定又は変更 ◎地域型保育事業の認可	継続	地域型保育事業の認可については、社会福祉審議会【児童福祉専門分科会】に移管	・子ども・子育て支援法に基づき設置する機関であり、現行のまま継続させたほうが円滑な審議会運営を行うことができるため。なお、地域型保育事業の認可については、児童福祉法に基づく事務であるため、社会福祉審議会【児童福祉専門分科会】に移管する。
2 保育幼稚園室	吹田市児童福祉審議会	◎保育所の設置の認可 ◎児童福祉施設の事業停止命令 ◎認可外保育施設等の事業停止命令及び施設閉鎖命令	廃止	社会福祉審議会【児童福祉専門分科会】に統合	
3	吹田市民生委員推薦会	民生委員・児童委員の推薦	継続		・民生委員法、民生委員法施行令及び民生委員・児童委員選任要領から、社会福祉審議会とは独立して設置することが適切であるため。
4 福祉総務課	吹田市福祉審議会	高齢者の福祉、身体障害者・知的障害者及び精神障害者の福祉、児童の福祉、その他社会福祉に関する事項	廃止	社会福祉審議会に統合	
5	吹田市地域福祉計画推進委員会	地域福祉計画の策定その他地域福祉の推進に関する事項	廃止	社会福祉審議会【地域福祉専門分科会】に統合	
6 福祉指導監査室	吹田市社会福祉法人設立認可等審査会(附属機関でない)	◎法人の設立認可に関する事項 ◎法人に対する行政処分に関する事項 ◎その他法人の設立認可等について必要と認められる事項に関する事項	継続	社会福祉審議会・専門分科会の設置は行わない	・審査案件が寡少であり、専門分科会として組織する必要性に乏しく、現状の形態を継続して運用することに大きな支障がない。 ・庁内審査会であるが、要領に基づき必要に応じて外部の学識経験者に意見を求めることは可能であり、審査にあたって一定の客観性・公正性を担保している。 ・府内の政令市や先行中核市において、庁内審査会として位置付けている市(堺市・東大阪市・高槻市)は少なくない。
7 高齢福祉室	吹田市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画推進委員会	◎高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定に関する事項 ◎高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画に基づく施策の推進に関する事項 ◎地域包括ケアシステムの構築に関する事項	廃止	社会福祉審議会【高齢福祉専門分科会】に統合	
8	吹田市障がい者施策推進委員会	◎障がい者の福祉施策に係る計画の策定 ◎その他障がい者の福祉施策の推進に関する事項	廃止	社会福祉審議会【障がい福祉専門分科会】に統合	
9 障がい福祉室	障害程度の審査に関する審査部会(5審査部会)	◎視覚障がい者審査部会 ◎聴覚障がい者審査部会 ◎肢体不自由審査部会 ◎内部障がい審査部会 ◎更生医療機関審査部会	新規	社会福祉審議会【身体障害者福祉専門分科会】の審査部会に位置付け	

<条例制定、改正関係>

- ・ 新規条例制定 吹田市社会福祉審議会条例
- ・ 条例改正 執行機関の附属機関に関する条例 (上記No.4、5、7、8)